

家計急変理由書

令和 年 月 日

保護者等氏名	
対象となる 高校生等氏名	
学校名	

次の理由により、保護者等全員の年収見込について、「道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当することとなったため、神奈川県高校生等奨学給付金（家計急変世帯対象給付）を申請します。

家計急変世帯対象給付に係る提出書類一式の記載内容は事実と相違ありません。

（自署 申請者）

（自署 申請者以外の保護者等）

1 家計急変の事由発生日（令和6年1月以降）

令和	年	月	日
----	---	---	---

※ 事由発生日とは

離職であれば「離職日」、廃業であれば「廃業日」、給与所得者の収入減であれば「給与の支給日」、個人事業者の収入減であれば「売上締日」、離婚であれば「離婚届が受理された日」、その他であれば「事由が発生した日」を記載してください。

2 申請理由 該当するもののいずれか一つに「○」をつけてください。

申請理由によって、発生事由を確認する書類（3 提出書類一覧表参照）の提出が必要です。

①	(給与所得者) 解雇または減額等の場合（ただし定年退職は対象外）
②	(個人事業者) 自ら経営する会社等の倒産または業績悪化等の場合
③	保護者等の離婚（死別）等により世帯収入が減少した場合（別居等によるものは対象外）
④	保護者等の傷病等により収入が減少した場合
⑤	その他（上記以外の場合はこの欄に理由を具体的に記載してください）

※ 申請後に家計急変事由が解消され、住民税所得割非課税相当ではなくなった場合は速やかに申請書類の提出先までご連絡ください。

<裏面に続く>

3 提出書類一覧表

◎…提出必須 ○…いずれかを提出 △…該当する場合にのみ提出

	提出書類	添付書類（いずれもコピーで可）・留意事項		
1	高校生等奨学給付金受給申請書（第1号様式）	申請書の表面の委任・誓約欄の内容に関するチェックは必須		◎
2	振込先登録用紙（第2号様式）	振込口座番号等が分かる通帳ページ等の写しを貼付		◎
3	家計急変理由書（様式 A） 右の書類を添付	給与所得者	離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書、減額通知書、診断書等	○
		個人事業者	廃業等届、破産宣告通知書、公的支援金受給証明書、診断書等	
		離婚	戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）、離婚届受理証明書	
4	家計急変前の収入証明書類	＜保護者等全員分（父母がいる場合、父母2名分）＞ 令和7年度の市民税・県民税課税証明書 ※市町村民税の扶養親族の内訳が省略されていないもの		◎
5	家計急変後の収入証明書類 右の書類を添付	給与所得者	・勤務先作成の給与見込証明書（様式 B 又は勤務先作成の任意様式）（※2） ＜勤務先が証明書を作成できない場合のみ＞ ・申請者が作成した様式 B 及び ・給与明細、賞与支給明細（※3）	○
		個人事業者	・税理士又は公認会計士作成の証明書（※2） ＜税理士又は公認会計士の作成した証明書の提出ができない場合のみ＞ ・申請者が作成した様式 C（様式 C 別添含む） 及び ・帳簿等（売上・経費が分かるもの）（※3）	
6	扶養誓約書（様式 D）	健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係の者を記入		◎
7	収入状況申立書（様式 E）	無収入であることの証明の手立てがない方（※4）のみ提出		△
8	委任状（未済用）	学校納付金に未済がない場合は不要		△
9	委任状（権限委譲用）	振込先指定口座が保護者等や生徒本人の場合は不要		△

- （※1）家計急変事由発生日が令和7年7月1日以前の場合は令和7年7月1日。令和7年7月2日以降の場合は、家計が急変した月の翌月（家計急変事由発生日が月の初日である場合は、家計が急変した月）の1日。
- （※2）令和7年1月から申請日の前月（家計が急変した月と申請日の属する月が同じ場合は当該月）までの証明が必要です。税理士・公認会計士に証明書の作成を依頼する際は、様式Cの記載内容を盛り込むよう依頼してください。
- （※3）令和7年1月から申請日の前月（家計が急変した月と申請日の属する月が同じ場合は当該月）までの給与明細、賞与支給明細（個人事業者の場合は帳簿等）の提出が必要です。
- （※4）退職後、再就職までの間に無職の期間があった方、専業主婦（夫）等